

熊本県国土利用計画法に基づく届出に関する市町村事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号、以下「法」という。）第23条第1項の規定による届出（以下「事後届出」という。）及び法第27条の4第1項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「事前届出」という。）に係る市町村の事務を円滑かつ適正に執行するため、具体的な事項を定めるものとする。

第2 届出書の受理手続

1 形式審査

（1）事後届出における審査

市町村長は、土地売買届出書（別記様式 1 - 1）の提出があった場合には、別添1「土地売買等届出書形式審査要領」により届出の要否を確認のうえ、届出書形式審査票（別記様式 2）により、直ちに形式審査を行うものとする。

市町村長は、形式審査の結果、の届出書に重大な支障がないときは速やかにこれを受理し、その他の支障については、受理したうえで直ちに補正指導を行うものとする。

この場合において、「重大な支障」とは下記の場合をいう。

ア 権利取得者、土地の所在又は利用目的が明らかでない場合。（契約書の写しと不整合の場合を含む。）

イ その他、届出書に著しい不備があり、審査が困難な場合。

市町村長は、の届出書に重大な支障があるときは、下記により処理するものとする。

ア 重大な支障がその場で補正可能なときは、届出者に補正を求め、補正後受理するものとする。

イ 重大な支障がその場で補正不可能なときは、不受理とし、届出者に届出書を返却するとともに、法定期限内に届け出るよう指導するものとする。

市町村長は、提出された届出書の内容が届出不要であると判明した場合には、その旨を届出者に告知し、届出書を返却するものとする。

（2）事前届出における審査

市町村長は、土地売買等届出書（別記様式 1 - 2）の提出があった場合には、別添1「土地売買等届出書形式審査要領」により届出の要否を確認のうえ、届出書形式審査票（別記様式 2）により、直ちに形式審査を行うものとする。

市町村長は、形式審査の結果、の届出書が適正である場合にはこれを受理し、不備がある場合には下記により処理するものとする。

ア 不備が補正可能なときは、届出者に対しその場で補正指導を行い、補正後受理するものとする。

イ 不備が補正不可能なときは、不受理とし、届出者に届出書を返却するものとする。

2 受理書、不受理書の交付

（1）市町村長は、1の（1）の又は1の（2）のの土地売買等届出書（以

下「届出書」という。)を受理した場合に、届出者から受理書(別記様式 3)の交付依頼があったときは、これを交付するものとする。

(2)市町村長は、届出書を不受理とする場合には、事後届出にあっては権利取得者に対し、また事前届出にあっては両当事者に対し不受理書(別記様式 4)を交付するものとする。

3 知事への送付

市町村長は、届出書を受理した場合には直ちに、事後届出にあっては正本、添付図書各1部及び届出書形式審査票を知事に送付し、事前届出にあっては、正本1部、副本2部、添付図書1部及び届出書形式審査票を知事に送付するものとする。

第3 大規模土地取引事前指導の教示

市町村長は、届出に関する土地が、熊本県大規模土地取引事前指導要綱第2条第1項の規定に該当する場合には、同要綱に定める事前指導を受けることができる旨教示するものとする。

第4 意見書の作成

1 市町村長は、届出書を受理した場合には、別添2「意見書作成要領」を参考として、意見書(別記様式 - 5又は 6)を作成するものとする。

この場合において、「1意見」は届出書の内容について市町村長の意見があるときは、その意見を記載するものとする。

2 市町村長は、事前届出に関する事案が、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第3項の規定による届出とみなされる場合には、同法を所管する部局に届出書の写しを送付する等の方法により、連絡するものとする。

3 市町村長は、届出に関する事案が、都市計画法、森林法等各個別規制法の適用を受ける場合には、これらの法令を所管する部局等と連絡調整を図るものとする。

4 市町村長は、届出書に関する事案が、農地法第5条第1項又は同法第73条第1項の規定による許可を要するものであるときは、届出書の写しを農業委員会に送付するとともに、必要に応じて添付図書の閲覧をさせる等の措置を講じるものとする。

5 市町村長は、事後届出に係る意見書は受理日から1週間以内に、また、事前届出に係る意見書は受理日から2週間以内に送付するものとする。

第5 事後措置

市町村長は、届出書の当事者(譲受人)から土地売買等契約状況報告書(別記様式 1)が提出されたときは、速やかに知事に送付するものとする。

第6 届出書の取下げ

届出書を取り下げる場合には、土地売買等届出書取下げ申請書(別記様式 I 9)を提出させるものとする。

なお、取下げ申出書が提出された場合には、届出書副本(市町村保管分)の写しを添付し、速やかに知事に送付するものとする。

第7 関係書類の保存期間

届出書に係る関係書類は5年間保存するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別添 1

・土地売買等届出書形式審査要領

事 項	審 査 内 容	備 考
1 届出の対象であること	<p>次の1～4のすべてに該当すること。</p> <p>1 土地売買等の契約であること。</p> <p>次の1～3のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 土地に関する所有権、地上権、賃借権又はこれらの取得を目的とする権利の移転又は設定であること。</p> <p>(2) 対価を得て行われるものであること。</p> <p>(3) 契約（予約を含む。）によるものであること。</p>	<p>土地売買等の契約に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買契約、売買予約、入札 ・ 保留地処分（区画整理） ・ 共有持分の譲渡 ・ 営業譲渡 ・ 譲渡担保 ・ 代物弁済、代物弁済予約 ・ 交換 ・ 形成権の譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予約完結権の譲渡 ・ 買戻権の譲渡 ・ 停止条件付、解除条件付契約 <p>土地売買等の契約に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地役権、永小作権、使用貸借権、抵当権、不動産質権の移転又は設定 ・ 地下又は空間の区分地上権の移転又は設定 ・ 抵当権消滅請求、代価弁済 ・ 工場財団等の移転 ・ 贈与、財産分与、合意解除 ・ 信託の引受及び終了 ・ 形成権の行使 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予約完結権の行使 ・ 買戻権の行使 ・ 解除 ・ 交換分合（土地改良） ・ 相続、法人の合併、遺産の分割 ・ 遺贈、負担付き遺贈、包括遺贈 ・ 時効 ・ 土地収用 ・ 換地処分（土地改良、区画整理） ・ 権利交換（土地再開発） ・ 共有持分の放棄

事 項	審 査 内 容	備 考
	<p>2 土地の面積が法定面積以上であること。 一団の土地が次の面積以上であること。</p> <p>(1) 市街化区域 …… 2,000平方メートル</p> <p>(2) 市街化区域以外の都市計画区域 …… 5,000平方メートル</p> <p>(3) 都市計画区域以外の区域 …… 10,000平方メートル</p> <p>(4) 監視区域…別途規則で定める面積 「一団の土地」とは、土地利用上現に一体の土地を構成しており、又は一体としての利用が可能で、かつ、事後届出では譲受人、事前届出では当事者の一方又は双方が、一連の計画のもとに、土地に関する権利の移転又は設定を行う際の対象となる土地全体をいう。この場合において、事後届出では「買いの一団」のみが生じ、事前届出では「売りの一団」又は「買いの一団」が生じる。</p> <p>3 当事者の一方又は双方が届出を要しない法人でないこと。 なお、届出を要しない法人は次のとおりである。 国、地方公共団体、港湾局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、日本勤労社住宅協会、独立行政法人空港周辺整備機構、地方道路公社及び土地開発公社</p> <p>4 法令の規定により届出不要とされていないこと。 なお、法令の規定により、届出不要の場合は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第12条第1項の規定により指定された規制区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結する場合 ・ 民事調停法による調停に基づく場合 ・ 民事訴訟法による和解である場合 	<p>法第23条第2項第2号</p> <p>法第23条第2項第3号 法施行令第17条第1号 (" 第6条第2号)</p>

事 項	審 査 内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険法第5章、農水産業協同組合貯金保険法第6章、保険業法第2編第10章第2節、金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律、民事再生法、農水産業協同組合の再生手続きの特例等に関する法律、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法又は会社法第2編第9章若しくは第3編第8章の規定に基づく手続きにおいて裁判所の許可を得て行われる場合 ・公有水面埋立法第27条第1項の許可を受けることを要する場合 ・家事審判法による調停に基づく場合 ・土地収用法第15条の2の規定によるあっせんに基づく場合又は同法第50条の規定による和解である場合 ・農地法第3条第1項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合のうち国土交通省令で定める場合を含む。）又は同法第80条第2項の規定により土地に関する権利を売り払う場合 ・新住宅市街地開発法第30条第1項の規定により同法及び同法第22条第1項の認可を受け、又は同条第2項の同意を得た処分計画に従って造成施設等を処分する場合 ・滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行により換価する場合 ・非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合（当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。） ・法第32条の規定により遊休土地を買い取る場合 ・土地収用法第26条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（都市計画法その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合 	<p>（法施行令第6条第3号）</p> <p>（ " " 第4号）</p> <p>（ " " 第5号）</p> <p>（ " " 第6号）</p> <p>（ " " 第7号）</p> <p>（ " " 第8号）</p> <p>（ " " 第10号）</p> <p>（ " " 第11号）</p> <p>法施行令第17条第2号</p> <p>" " 第3号</p>

事 項	審 査 内 容	備 考
<p>2 届出書の提出部数がそろっていること</p> <p>3 必要な添付図書がそろっていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第50条第1項に規定する使用権が設定されている土地について同法第55条第1項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合 ・ 都市計画法第55条第4項の規定により土地の買い取りの申出の相手方として公告された者が同法第56条第1項の規定により土地を買い取る場合 ・ 都市計画法第58条の9の規定により遊休土地を買い取る場合 <p>上記の外事後届出にあつては、法施行令第17条第7号及び第8号、注視区域にあつては、法施行令第17条の2第3号から第7号まで、監視区域においては、法施行令第18条の2第3号及び第4号を参照のこと。</p> <p>部数は、正本1部、副本1部であること。また、注視区域及び監視区域内においては、正本1部、副本3部であること。</p> <p>下記の添付図書が2部添付されていること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 位置図(土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図) (2) 周辺形状図(届出地及び周辺の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面) (3) 形状図(土地の状況を明らかにした図面) 形状図がない場合は字図 (4) 契約書の写し (5) 監視区域内においては、届出に係る事項が法第27条の8第1項第2号に該当しないことを明らかにすることができる資料(登記簿謄本等) (6) 注視区域内及び監視区域内においては、土地の面積の実測の方法を示した図書 	<p>法施行令第17条第4号</p> <p style="text-align: center;">" " 第5号</p> <p style="text-align: center;">" " 第6号</p> <p>・届出書は必ず黒又は青のボールペンで記入するよう指導のこと。</p> <p>法施行規則第20条第2項 (" 第5条第2項第2号)</p> <p>(" 第5条第2項第3号)</p> <p>(" 第5条第2項第4号)</p> <p>法施行規則第20条の3第2項</p> <p>法施行規則第20条の3第2項 (" 第5条第2項第5号)</p> <p>・ 施行規則第20条第2項(同第5条第2項)位置図については一団の土地のうち一の土地についてすでに届出をしている場合は不要。</p>

別添2

・意見書作成要領

項 目	留 意 事 項	備 考
<p>1 事後届出の場合</p> <p>(1) 公表されている土地利用計画への適合性（法第24条第1項関係）について</p> <p>(2) 公表されていない土地利用計画への適合性について</p> <p>(3) 公共・公益的施設の整備の予定との適否について</p> <p>(4) 周辺の自然環境の保全との適否について</p>	<p>届出に係る土地利用目的が、土地利用基本計画（昭和50年6月24日付け熊本県告示第537号）その他の公表されている土地利用に関する計画と適合するか否かの判断に当たっては、「国土利用計画法の施行について」（昭和49年12月24日付け49国土利第61号国土庁土地局長通達。以下「局長通達」という。）の第四の四及び「国土利用計画法及び同法附属法令の運用についての施行について」（昭和50年1月24日付け50国土利第11号土地利用調整課長通達。以下「課長通達」という。）の第六の一に留意し、個々の事案に係る土地利用目的が土地利用計画に及ぼす影響等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>届出に係る土地利用目的が、公表されていない土地利用に関する計画と適合するか否かの判断に当たっては、課長通達第六の三の(4)により、個々の事案に係る土地利用目的が土地利用計画に及ぼす影響等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>なお、土地利用基本計画図に図化されていない1万平方メートル以上の区域や、市町村の事務に属する市町村道、農道、林道、準用河川、市町村指定の文化財及び団体営土地改良事業の農業の公共投資の対象となった農地等の土地利用に関する計画にあっては、県で把握するのが困難であるので市町村において特に留意するものとする。</p> <p>届出に係る土地利用目的が、道路、下水道、河川、治水、砂防、防潮施設等の公共施設又は義務教育施設、鉄道その他の交通施設等の公益的施設の整備の予定からみて適当であるか否かの判断に当たっては、局長通達第四の五の(1)及び課長通達第六の二の(1)から(4)に留意して、当該届出に係る土地を含む地域の市街化の見通し、上水道の整備の予定あるいは県市町村の長期計画等によるその地域の将来の開発の動向等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>届出に係る土地利用目的が周辺の自然環境上適当であるか否かの判断に当たっては、局長通達第四の五の(2)及び課長通達第六の二の(5)に留意して、当該届出に係る土地又はその土地を含む一帯の地域における良好な自然環境への影響を十分考慮して行うものとする。</p>	

項 目	留 意 事 項	備 考
<p>(5) 大規模土地取引の特例について</p> <p>(6) 地価に関する添付資料について</p>	<p>熊本県大規模土地取引事前指導要綱に基づき事前指導の申出を行い、所要の指導を受けたものに係る届出については、当該土地の利用が、同要綱に基づく指導に沿ったものである場合には、その旨を確認のうえ、(1)から(4)までの項目に係る審査を省略できるものとする。</p> <p>なお、届出の内容が事前指導の対象であるにもかかわらず未提出の場合は、内容に重大な支障がない限り当該届出書を受理するとともに、事前指導申出制度の教示を行うものとする。</p> <p>法第23条第1項の規定による届出については、土地取引の対価に関する審査は行わないが、「国土利用計画法の一部を改正する法律の施行に伴う事後届出制における届出価格の処理について」(平成10年国土庁土地局地価調査課長通達)により適正価格の算定のための資料を必要とするので、「地価に関する添付資料」(様式第9号)の該当項目について調査のうえ、その妥当性を判断するものとする。</p>	
<p>2 事前届出の場合</p> <p>(1) 土地売買価格の妥当性(法第27条の5第1項第1号又は法第27条の8第1項第1号関係)について</p> <p>(2) 土地利用計画に関する計画との適合性(法第27条の5第1項第2号又は法第27条の8第1項第1号関係)について</p>	<p>届出に係る土地の予定対価の額が、法第27条の5第1項又は法第27条の8第1項の勧告基準に該当するか否かの判断は、同法の政令規則のほか、「国土利用計画法の施行に伴う土地価格の評価等について」(昭和50年1月20日付け50国土地第4号地価調査課長通達)に留意して行うものであるが、市町村にあっては、同通達第三の二の調査資料として「地価に関する添付資料」(様式第9号)の該当項目について調査のうえ、その妥当性を判断するものとする。</p> <p>届出に係る土地の利用目的が、土地利用基本計画(昭和50年6月24日付け熊本県告示第537号)その他の公表されている土地利用に関する計画と適合するか否かの判断に当たっては、局長通達第四の四及び課長通達第六の一に留意し、個々の事案に係る土地の利用目的が土地利用計画に及ぼす影響等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>なお、土地利用基本計画図に図化されていない1万平方メートル以上の区域や、市町村の事務に属する市町村道、農道、林道、準用河川、市町村指定の文化財及び団体営土地改良事業の農業の公共投資の対象となった農地等の土地利用に関する計画にあっては、県で把握するのが困難であるので市町村において特に留意するものとする。</p>	

項 目	留 意 事 項	備 考
<p>(3) 公共・公益的施設の整備の予定との適否（同条同項第3号前段又は法第27条の8第1項第1号関係）について</p> <p>(4) 周辺の自然環境の保全との適否（同条同項第3号後段関係又は法第27条の8第1項第1号関係）について</p> <p>(5) 大規模土地取引の特例について</p>	<p>(1の(3)に同じ)</p> <p>(1の(4)に同じ)</p> <p>熊本県大規模土地取引事前指導要綱に基づき事前指導の申出を行い、所要の指導を受けたものに係る届出については、当該土地の利用が、同要綱に基づく指導に沿ったものである場合には、その旨を確認のうえ、(2)から(4)までの項目に係る審査を省略できるものとする。</p>	

土地売買等届出取下げ申出書

年 月 日

熊 本 県 知 事

様

(譲渡人)住所
氏名

(譲受人)住所
氏名

(代理人)住所
氏名

年 月 日付けで提出した国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第27条の4第1項(第27条の7第1項)届出については、下記の理由により取り下げます。

記

(土地の所在)

(取下げ理由)

土地売買等届出書

年 月 日

熊本県知事 様

権利取得者(譲受人)

住所 〒

氏名

(担当者)

電話

市町村名			
区分	所・地・貸・他	単	団
受理番号	年 月 日	第	号
処理番号	年 月 日	第	号

譲受人業種	1	不動産業
	2	建設業
	3	金融業
	4	製造業
	5	商運業
	6	運輸業
	7	その他

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方等に関する事項	契約の相手方(譲渡人)の住所		氏 名		契約締結年月日 年 月 日									
土地に関する事項	番 号	所 在		地 目		面 積								
		登記簿	住居表示	登記簿	現況	登記簿(m ²)	実測(m ²)							
	1	町又は字	地番											
	2													
3					計 m ²	計 m ²								
利用の現況	届出に係る権利以外の権利													
	所有権			所有権以外の権利										
	所有者の住所		所有者の氏名		種別	内容	権利者の住所							
							権利者の氏名							
1														
2														
3														
土地に作る工事・物等に関する事項	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利				移転又は設定に係る権利以外の権利						
				所有権		所有権以外の権利		所有権		所有権以外の権利				
	種別		内容		所有者の住所		所有者の氏名		種別		内容			
	権利者の住所		権利者の氏名		権利者の住所		権利者の氏名							
1														
2														
3														
移転又は設定に係る土地に関する事項	番号	移転又は設定の態様	地上権又は賃借権の場合				特記事項							
			存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別						地代(年額・円)			
	1													
	2													
3														
対価の額等に関する事項	番号	土地に関する対価の額等						工作物等に関する対価の額等						
		地目(現況)		面積(m ²)		単価(円/m ²)		対価の額(円)		種類		対価の額(円)		
	1	百万	千	m ²	円	百万	千	円		十億	百万	千	円	
	2													
3														
実測清算	有・無	計(a)		平均((b)÷(a))		計(b)				計				
		百万	千	m ²	円	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万
土地の利用目的等に関する事項	用途等												利用の現況の変更 有・無	
	利用目的													
	利用目的に係る土地の所在						利用目的に係る土地の面積							
	利用計画の概要		人工面率		%		計画人口		人					
その他														
その他参考となるべき事項														

土地売買等届出書

殿


当事者 譲受人 譲渡人 年 月 日
 〒 電話 〒 電話
 住所 住所
 氏名 氏名
 (担当部課) (担当部課)
 又は代理人 又は代理人
 氏名 氏名
 電話 Fax 電話 Fax

1	不動産業
2	建設業
3	金融保険業
4	製造業
5	商業
6	運輸業
7	その他
1	不動産業
2	建設業
3	金融保険業
4	製造業
5	商業
6	運輸業
7	その他

国土利用計画法第27条の4第1項(第27条の7において準用する第27条の4第1項)の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

土地に 関 する 事 項	所 在				地 目				面 積					
	登 記 簿		住 居 表 示		登 記 簿	現 況	登 記 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	計		計			
	町 又 は 字	地 番	種 別	内 容					所有者の住所	権利者の住所	所有者の氏名	権利者の氏名		
1														
2														
3														
合計	筆						0.00 ㎡	計			0.00 ㎡	計		
番 号	届出に係る権利以外の権利													
	所有権				所有権以外の権利									
1	所有者の住所		所有者の氏名		種別	内容		権利者の住所		権利者の氏名				
2														
3														
土物等に 関する 事 項	番 号	種 類	概 要	移転又は設定に係る権利										
				移転又は設定に係る権利				移転又は設定に係る権利以外の権利						
	1			種別	内容		所有者の住所		所有者の氏名		権利者の住所		権利者の氏名	
2														
3														
移転又は 設定に係る 事 項	番 号	移転又は設定の態様						地上権又は賃借権の場合				特記事項		
		存続期間		残存期間		堅固・非堅固の別		地代(年額・円)						
	1													
2														
3														
予 定 対 価 の 額 等 に 関 する 事 項	土地に関する予定対価等の額等										工作物に関する予定対価の額等(消費税含む。)			
	地目(現況)		面積(㎡)			単価(円/㎡)			予定対価の額(円)			種類	予定対価の額(円)	
	1													
2														
3														
実 測 算	有・無	計(a)			平均((b)÷(a))			計(b)			計			
土 地 の 利 用 目 的 等 に 関 する 事 項	用途等										利用の 現況の 変更 (区市町村受理印)			
	(前回の届出 都・区・市・町・村受理日及び番号 年 月 日 第 号)													
	利用目的に係る土地の所在					利用目的に係る土地の面積								
利 用 計 画 の 概 要	人工面率		%		計画人口		人		有・無					
	その他													
その他参考となるべき事項														

届出書形式審査票	市町村名	担当者名
届出受理日	年 月 日	第 号
熊本県大規模土地取引事前指導申出の該当の有無	あり	なし
<p>土地の面積が法定面積以上であること（一団の土地の場合に留意する）</p> <p>土地売買等の契約であること</p> <p>土地に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の移転又は設定であること</p> <p>対価を得て行われるものであること</p> <p>契約（予約を含む）によるものであること</p> <p>届出不要の契約に該当しないこと（農地法第3条許可等）</p> <p>契約の当事者が届出不要者に該当しないこと（国等）</p>		
<p>代理人による届出の場合、委任状等が添付されていること</p>		
<p>契約書（写）の内容と同一であること（整合性がとれていること）</p> <p>権利取得者 契約締結年月日 土地の所在・地目・面積等 土地の対価</p>		
<p style="text-align: center;">届出書、添付図書等の必要部数についての確認項目</p> <p>届出書の必要部数がそろっていること</p> <p>（事後届出の場合：正本1部（県用）、副本1部（市町村用））</p> <p>（事前届出の場合：正本1部（県用）、副本3部（市町村用、届出者用））</p> <p>添付図書等の必要部数がそろっていること</p> <p>（事後届出の場合：2部（県用、市町村用））</p> <p>（事前届出の場合：2部（県用、市町村用））</p>		
<p style="text-align: center;">届出書記載事項についての確認事項</p>		
<p>届出書の上段部分</p> <p>当事者の郵便番号が記載されていること</p> <p>当事者の氏名又は名称及び住所が記載されていること</p> <p>当事者が法人である場合、その代表者の氏名が記載されていること</p> <p>権利取得が共有の場合は、共有者全員の記載があること</p> <p>（担当者欄）に連絡担当者の氏名、電話番号等の記入があること</p> <p>「国土利用計画法第 条第 項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。」の欄に</p> <p style="text-align: center;"> が付されていること</p>		

[土地に関する事項] 欄

【所在】欄について記載があること

【地目】欄について【登記簿】欄、【現況】欄に記載があること

【面積】欄について記載があること（実測をしていない場合は【実測】欄は記載不要）

筆数多等で別紙をつける場合、別紙が各届出書に添付され、届出書記載の欄と同一の内容が記載されていること（以下各項目について同じ）

【利用の現況】欄について記載があること

【届出に係る権利以外の権利】欄について記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

[土地に存する工作物等に関する事項] 欄

【種類】欄について記載があること

【概要】欄について記載があること

・建物の場合：床面積、構造、使用年数等 ・立木の場合：樹種、本数、樹齢等

【移転又は設定に係る権利】欄について記載があること

【移転又は設定に係る権利以外の権利】欄について記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

[移転又は設定に係る土地に関する権利の内容に関する事項] 欄

【移転又は設定の態様】欄に記載があること

【地上権又は賃借権の場合】欄に記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

[対価の額等に関する事項] 欄

【土地に関する（予定）対価の額等】欄及び【工作物等に関する（予定）対価の額等】欄について記載があること。（計、平均欄について記載があること）

【実測清算】欄に ○ が付されていること

[土地の利用目的等に関する事項] 欄等

【用途等】欄について具体的に記載してあること

（用途、規模等当該土地の利用目的が可能な限り詳細記載してあること）。

【利用目的に係る土地の所在】欄について記載があること

【利用目的に係る土地の面積】欄について記載があること

（一団の土地取引による届出の場合は、その一団の土地の全体面積を記載する）

【利用計画の概要】欄について記載があること

【利用の現況の変更】欄に ○ が付されていること

その他参考となるべき事項がある場合、具体的に記入されていること

（例）不働告通知の交付を必要とする（事後届出の場合）等。

市町村の文書受付の押印（届出書中段右側に押印する）

届出書右方の市町村での記入欄の記入

市町村名			
区分	所・地・賃・他	単・団	
受理番号	年 月 日	第	号
処理番号	年 月 日	第	号

記入

記入

記入（暦年番号）

該当項目の欄をチェック(レ)し、副申時に添付する。

受 理 書

第 号
年 月 日

様

市長村長名

年 月 日付けで提出のあった国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第 条 項の規定による届出については、下記のとおり受理しました。

なお、注視区域又は監視区域内の土地に関する権利の移転等の届出にあつては、同法第27条の5第1項又は同法第27条の8第1項の規定による勧告若しくは同法第27条の5第3項(同法第27条の8第2項で準用する場合を含む。)の規定による不勧告通知を受けた場合を除き、同法第27条の4第3項(同法第27条の7第1項で準用する場合を含む。)の規定により、受理日から起算して6週間を経過するまでの間、当該届出に関する契約はできませんので念のため申し添えます。

記

受理年月日 年 月 日

受理番号 第 号

届出に関する土地の所在及び地番

不 受 理 書

第 号
年 月 日

様

市長村長名

年 月
9 2 号) 第
ます。

月
条

日付けで提出のあった国土利用計画法(昭和49年法律第
項の規定による届出については、下記のとおり不受理とし

記

(理 由)

区分	所・地・賃・他	単・団
受理	年 月 日	第 号

年 第 月 号
日

熊本県知事 様

市町村長名

土地売買等届出書に対する意見について（送付）

国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買の契約についての届出が別紙のとおりありましたので、同法第23条第3項の規定に基づき、下記の意見を付して送付します。

記

1 意見

事 項	意 見
公表されている土地利用計画への適合性（法第24条第1項関係）	
公表されていない土地利用計画への適合性	
公共・公益的施設の整備の予定	
周辺の自然環境の保全	

そ の 他	
総 合 判 断	

2 届出に係る土地の現行法令による規制状況

地域区分	面積	備 考
都市計画区域	m ²	市街化区域 m ² 市街化調整区域 m ² 非線引区域 m ²
		用地地域指定 () 建ぺい率 () % ・ 容積率 () % 高さの制限 () m 宅地造成工事規制区域 (有 ・ 無)
農業振興地域 (予定地域)	m ²	農用地区域 m ² 農用地区域外 m ²
森林地域	m ²	保安林 m ² 地域森林計画対象民有林 m ²
自然公園地域	m ²	国立公園 m ² (特別地域 m ²) 国定公園 m ² (特別地域 m ²) 県立公園 m ² (特別地域 m ²)
そ の 他	m ²	
計	m ²	

区分	所・地・賃・他	単・団
受理	年 月 日	第 号

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

土地売買等届出書に対する意見について（送付）

国土利用計画法第27条の4第1項（27条の7第1項において準用する第27条の4第1項）の規定による土地売買等の契約についての届出が別紙のとおりありましたので、同法第27条の4第4項（第27条の7第1項において準用する第27条の7第4項）の規定に基づき、下記の意見を付して送付します。

記

1 意見

法第27条の5第1項関係		意 見
第1号	売買価格の妥当性	
第2号	都市利用計画との適合性	
第3号	公共施設又は公益的施設の整備の予定との適否 周辺の自然環境の保全との適否	
法第27条の8第1項第2号関係		
総 合 判 断		

2 届出に係る土地の現行法令による規制状況

地域区分	面積	備 考
都市計画区域	m ²	市街化区域 m ² 市街化調整区域 m ² 非線引区域 m ²
		用地地域指定 () 建ぺい率()%・容積率()% 高さの制限 () m 宅地造成工事規制区域 (有 ・ 無)
農業振興地域 (予定地域)	m ²	農用地区域 m ² 農用地区域外 m ²
森林地域	m ²	保安林 m ² 地域森林計画対象民有林 m ²
自然公園地域	m ²	国立公園 m ² (特別地域 m ²) 国定公園 m ² (特別地域 m ²) 県立公園 m ² (特別地域 m ²)
その他	m ²	
計	m ²	

年 月 日

熊本県知事 様

(譲受人)

住所

氏名

印

(担当者 電話 - -)

土地売買等契約状況報告書

国土利用計画法 の規定に基づき 年 月 日付けをもって届出をした土地売買等の契約締結状況について下記のとおり報告します。

記

締結した

1 次のとおり契約を

締結する予定である。

(1) 契約の相手方(譲受人)

住所

氏名

(2) 土地の所在 ()

(3) 土地の面積 () m²

(4) 権利の種別及び移転・設定の別

所有権・地上権・賃借権・その他()

移転 設定

(5) 契約年月日 ()年()月()日

(6) 契約金額

総額 ()円

土地 ()円 単価 ()円/m²

工作物等 ()円

(7) 取得後の土地利用状況

現況 ()

計画 ()

(8) 備考

(注1) 契約を締結する予定であることについて報告する場合には、「契約」とあるものを「契約予定」と読み替えてその状況を記載するとともに、遅延理由を「備考欄」に記載してください。

(注2) 既に契約を締結した場合にあっては、契約書の写し及び実測図(土地の面積について実測清算した場合のみ)添付してください。

2 次の理由により契約の締結を中止した。

理由

この報告書は、市町村に提出してください。